

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に係る要綱

令和4年4月13日

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律34号以下「法」という。）の規定により知事が行う畜舎建築利用計画の認定等に関して必要な事項を定める。

(知事が必要と認める図書)

第2条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）第64条第1項の知事が必要と認める図書は、床面積が3,000平方メートルを超える畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に適合するものであることについて、建築基準法第77条の21に規定する指定確認検査機関の審査を受け発行された適合証及び省令別表第1に掲げる図書とする。

(知事が不要と認める図書)

第3条 省令第64条第2項の知事が不要と認める図書は、前条に掲げる図書を添付する場合にあっては、省令別表第2から第8までの各項に掲げる図書（省令第48条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）とする。

(接道の認定)

第4条 特例畜舎等に係る省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、様式第1号による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 平面図
 - (4) 床面積求積図
 - (5) 二面以上の立面図又は断面図
 - (6) その敷地を管轄する特定行政庁から建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可を受けている場合は、その確認証の写し
- 2 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしたときは、様式第2号による認定通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしないときは、様式第3号による不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(公表)

第5条 省令第71条3項の公表は、県ホームページへの掲載により行うものとする。

(建築または利用の取りやめ)

第6条 認定計画実施者は、法第3条1項の認定を受けた畜舎等の建築または利用を取りやめるときは、様式第4号による届出書を知事に提出するものとする。

(認定畜舎等の利用の報告)

第7条 省令第91条による報告の時期は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。